

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号、平成 20 年（行ウ）第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

準 備 書 面 55

平成 26 年 12 月 11 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

補助 54 号線都市計画決定の違法性 — 昭和 21 年決定、昭和 22 年変更決定及び
内閣の認可についての求釈明

- 1 戦災復興院総裁による決定は誤記であったとの東京都の主張（東京都準備書
面(16)）
 - (1) 東京都は、東京都準備書面 (3)において、補助 54 号線の昭和 21 年の都市
計画決定及び昭和 22 年の変更決定は、戦災復興院総裁が、旧都市計画法 3
条に基づいて行ったと主張していた（同準備書面 3 頁）。
 - (2) そこで、原告らは、原告準備書面 53 において、主務大臣ではない戦災復興
院総裁が決定した補助 54 号線の昭和 21 年の都市計画決定及び昭和 22 年の変
更決定は、旧都市計画法のみならず「戦時特例法」にすら違反し、明白に違
法であると主張した。
 - (3) これに対し、東京都は、この期に及んで戦災復興院総裁が（変更）決定し
たとの上記主張は誤記であり、決定（変更）者を内閣総理大臣に訂正すると

主張するに至った（東京都準備書面(16)・6頁）。

(4) もとより、都市計画を誰が決定したかということは、都市計画の適法性の根幹をなす最も重要な事項であり、これについて誤記があったなどということはおよそ考えられない事態である。

(5) 他方、原告らは、原告準備書面 53 において、補助 54 号線の昭和 21 年決定から昭和 41 年変更決定に至る決定には、いずれも旧都市計画法 3 条が規定している「内閣の認可」がないことについても主張したが、東京都は、「内閣の認可」の有無については、認否をしていない。

2 昭和 21 年ないし昭和 22 年当時の主務大臣は内務大臣であったこと

(1) 旧都市計画法 3 条における主務大臣は、昭和 22 年 12 月 31 日に内務省が廃止されるまでは内務大臣であった。

(2) 実際、昭和 18 年の立川都市計画街路決定は、内務大臣によって決定されている（甲 184 の 6）。

(3) 裁判例においても、争いのない事実として、「旧都市計画法においては、主務大臣が都市計画の決定主体者とされており、戦後、内務省が廃止され、都市計画事務が建設省に移管されたことに伴い、主務大臣が建設大臣に変更された後、昭和 43 年の都市計画法の改正（昭和 43 年法律第 100 号）により、決定主体者が都道府県知事及び市町村に変更された。」と判示したものがあある。（盛岡地方裁判所平成 13 年 9 月 28 日・裁判所ホームページ）

(4) また、東京都が提出した「東京都市計画物語」（丙 20）にも、戦災復興計画は内務省国土局計画課が主導したとの記述がある。

(5) すなわち、昭和 21 年ないし昭和 22 年当時、都市計画決定についての主務大臣は内務大臣であったのである。

3 東京都に対する求釈明

以上を前提に、原告らは、東京都に対し、改めて以下の求釈明を行う。

(1) 補助 54 号線の昭和 21 年決定及び昭和 22 年変更決定について、内閣総理大

- 臣が行ったとする各決定の決定日を明らかにされたい。
- (2) 内閣総理大臣が決定したというのであれば、その決定書が存在するはずであるから、上記各決定の内閣総理大臣による決定書を証拠として提出されたい。
 - (3) 上記各決定が主務大臣である内務大臣ではなく内閣総理大臣によって決定された理由と法的根拠を証拠に基づいて主張されたい。
 - (4) 補助54号線の昭和21年決定から昭和41年変更決定に至る各決定についての「内閣の認可」の有無について明らかにされたい。
 - (5) (4)において、「内閣の認可」がないものについては、その理由を主張されたい。

以上